

たとえば、政治学者 R・ゲイルは、通常、人が「全体主義」と規定する状態を「官憲主義」と「全体主義」に分け、この二つは両極端をなし、互いに相対立する二概念であって、いわば、人間のもつ政治制度の二つの極限を示すものだという。

そして現在では、この二つを一括して「民主主義」と対置するため、逆にその実態が見えなくなっているという。

彼によれば、**官憲主義**とは、統治集団もしくはそれを代表する**一人物以外の国民はすべて非政治化**さるべきだと規定する主義である。

従って、政治に関係なき限り、すべての自由は保障される。言論・表現・信教・職業選択・居住・営業・スポーツ・鑑賞・レジャー等々の一切の自由は保障され、同時に財産権・相続権をはじめとする諸権利も保障される。

ただし、国民のすべては非政治的存在として、絶対に政治に容喙(ようかい)してはならない。そして政治は、一定の公認の資格をもつ集団に委任されねばならない、とする制度、およびその制度を支える思想であるという。

全体主義はこれとまったく逆になる。**すべての人間は政治的存在と規定される。「私は政治に関係ない」ということは許されない。**それは究極的には一国民全体を一政治思想で統括し、すべての対象は政治的評価の下にあり、その評価の範囲外に存在するものは皆無であるとされる。

従って「私の発言は政治的発言ではない」という言葉は存在せず、「私の行為は非政治的行為である」という抗弁は許されない。

すべての対象は否応なく政治的判断の対象にされ、評論・小説・演劇はもちろん、遺伝学も絵画も音楽も、また服装・举止・敬語も政治的判断の対象であり、ひとことでいえば、その人間の脳細胞の一つ一つが、政治的評価の対象とされる社会およびその社会を支えている思想であるという。

従って、自由の国フランスが、かつての王族の子孫に対し、たとえ非政治化した現代ですらなお入国を認めないことを、“自由” に反する行為とは彼らは考えない。

しかし脱宗教・脱思想・脱伝統で、天皇家と宗教団体の非政治化を推進し、自らを純然たる**官憲主義的統治機構**と規定した**徳川幕府**以降、日本にはこういった伝統はない。伝統にないことは理解できない。

天皇機関説問題、いったいこれは何であろう。おそらくここに、明治以来の日本のあらゆる矛盾が吹き出しているのであって、機関説は、単なる政争や派閥争い的手段であったとは思えない。

機関説とは、**ピラミッド型天皇制官僚による統治機構を正当化する理論**、すなわち、今の言葉でいえば典型的な体制側の理論ということになる。

では機関説排撃とは一種の反体制運動であろうか。少なくともこの問題は、単なる言論

弾圧事件とはいえない。

いうまでもなく美濃部達吉氏は、帝国大学教授、貴族院議員であり、天皇制高級官僚を選抜する文官試験委員であって、いわば天皇制官僚イデオロギーの象徴である。

「機関説排撃派」のいっていることは、ひとことでいえば、「自分の考えていた日本というものは、そんなものではない」という「実感」の表明だけになる。

歴史的現在という行き方は、それまでの歴史を消さないでそれと対面するという意識である。これは聖書の編纂方式に明確に表れており、われわれの行き方とはまったく違った行き方になっている。

いわば一つの記述がある場合、その記述が、時代の変遷によってどんなに異常にみえてきても、それを消去せずに、その各章のあとに、それへの批判ないしは反論を書き加えていくという行き方である。そのため、旧約聖書は、記述の矛盾の連続といった一面がある。そして、彼らはこの矛盾の中に事実を見、この矛盾なき記述は「合理的虚構」と見るわけである。

〔昭和十六年十二月九日・大阪毎日新聞社説・東亜解放戦の完遂〕

一億総進軍の日は来た。待ちに待った日が来た。米英両国に対する宣戦の詔書を謹読するもの、誰か血湧き肉躍るの感を懐かないものがあらう。既に事は決した。吾等全国民は、東条首相の謹話にある通り「必勝の信念」を以て最後の勝利を確保するまで戦ひ抜かう。路は如何に険難であらうとも、また戦ひは如何に長びかうとも。

宣戦詔勅の一字一句ことごとく魂をこめて拝読せねばならぬ。否、一句一行の間を埋(うず)むる無量の聖旨を、国史によつて鍛はれた日本精神をもつて拝察せねばならぬ。

．．．

畏(かしこ)くも大詔すでに渙発せられた。(中略)米英勢力を東亜より、南洋より、太平洋より、抜本的に

駆逐すること、それが支那事変解決の捷徑(注・近道)であり、大東亜の平和と共栄の唯一の路となつた。(中略)錦旗(きんき)を奉じ、この聖業達成の日まで心を一にして戦ひ抜かねばならぬ。

これを読むと、非常に大時代的な表現の奥にある世界認識の図式が、不思議に、現代の日本人の世界認識と共通することがわかるであろう。その図式は、まことに子どもっぽい単純な「アジア」対「欧米」という図式であり、その一方が「善」、一方が「悪」となっている。

〔昭和二十年八月十五日・毎日新聞社説・過去を肝に銘じ前途を見よ〕

詔書は下つた。事ここに至つては日本国民の上下はたゞ今日に至るまでの聖上(せいじょう)陛下の御軫念(しんねん) (注：御心の痛み)を拝察して血涙をしぼるばかりである。同時に国民の分として、ただただ聖旨を奉戴(ほうたい)し

新しい事態に臨むのみである。

噫(ああ)、日本国民は遂に戦勝の鐘を聞くことなくして大東亜戦争の終局に到達したのである。苦難に満

きようゆう

ちた過去四年を顧みて万感雲の如く洶涌(きようゆう)する (注：あふれる)を禁じ得ない。この時、しどろに乱れ

んとする心境を貫く一念は、この大戦を通じて祖国の祭壇に貴い生命を捧げたすべての勇士達に対する熱い感謝の一念である。

・・・

日本国民は再び血と涙と汗とをもつて長い道程を踏破することを今日只今覚悟せねばならぬ。悲しみの中の大幸は皇室の御安泰である。国民は恭敬もつて皇室を戴き、如何なる悲境に陥るも精神的に崩壊することなき大国民の奥ゆかしさと、同胞互に勅(いた)はり合ふ温かい心をもつて、新しい生活に入らねばならぬ。

ここで明確に出てくるのが、まず運命論であり、無責任論であり、過去切り捨て論であり、原因不追究宣言であり、新運命の開拓と、最後に出てくるのが「清浄」と「いたわり合い」による新しい生活の提唱である。

まず、**戦死には何も報い得ないのが「新しい運命」**であるから「事態を嘔み分けて瞑せられんことを切望する」で、**反論の能力なき死者を切り捨て、過去を切り捨てる。**

同時にこれは、遺族の戦争責任追究を封ずることになる。これを切り捨てるのだから、他はいっさい、切り捨て得るのである。これでは、ドイツのような、自らの手によるナチの責任追究など、起こるはずはない。

人は、この“自由、なる思想・妄想に対し社会的責任を負う必要はない。もし、この**思想・妄想がすべて明らかになれば、人間の世界は成り立ち得ない。**いうまでもないが新約聖書は、この思想・妄想は「神に対して責任」を負うと規定し、「色情をもって女を見た者は心の中ですでに姦淫した」と記している。

「心の中で姦淫している」男女は日本でも多いと思うが、これが、中世のある時期のように、社会的処断の対象となったら、大変なことになるであろう。